

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

1 日時

平成 23 年 10 月 21 日（金曜日）

午後 1 時 15 分開会、午後 1 時 26 分散会

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

五日市王委員長、城内愛彦副委員長、伊藤勢至委員、田村誠委員、高橋元委員、
佐々木努委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、及川あつし委員、久保孝喜委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

大森担当書記、熊谷担当書記、藤澤併任書記、清水併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 総務部

加藤総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、八重樫予算調製課総括課長

(2) 復興局

廣田理事兼復興局副局長、鈴木生活再建課総括課長、
鈴木生活再建課被災者支援課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 31 号 平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）

イ 議案第 32 号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて

ウ 議案第 33 号 宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて

エ 議案第 34 号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し

議決を求めることについて

オ 議案第 35 号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて

カ 議案第 36 号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて

キ 議案第 37 号 当せん金付証券の発売に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○五日市王委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり議案 7 件について審査を行います。

はじめに、議案第 31 号平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫予算調製課総括課長 議案第 31 号平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 8 号）について御説明申し上げます。議案（その 3）の 1 ページをお開き願います。

この補正は、被災地の中小企業等の復旧、復興支援など早期の取り組みが必要な事業について追加を行うものであり、第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 301 億 1,514 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 2,554 億 932 万 1,000 円とするものでございます。

補正内容につきましては、便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 3 ページをお開き願います。

歳入であります。5 款地方交付税について、国の二次補正予算及び三次補正予算による被災県への交付税の配分を見込み、101 億 1,514 万 1,000 円の増額でございます。

次に、4 ページ、9 款国庫支出金 2 項国庫補助金について、中小企業等復旧・復興支援事業の実施による 10 目災害復旧費補助金の増でございます。補正額は 200 億円の増額であり、今回の補正に係る歳入総額は 301 億 1,514 万 1,000 円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 32 号及び議案第 34 号から議案第 36 号までの 4 件は、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについてであり、議案第 33 号は、宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについてであります。以上 5 件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木生活再建課総括課長 議案第 32 号及び議案第 34 号から議案第 36 号までの、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて、並びに議案第 33 号、宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の受託の協議に関し議決を求めることについて、につきまして御説明申し上げます。

議案（その 4）の 1 ページをお開き願います。便宜、お配りしております資料に基づきまして御説明申し上げます。

まず、1 の提案の趣旨であります。災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき市町村が条例を定めて行っている災害弔慰金及び災害障害見舞金の事務のうち、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務を、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、議案第 32 号により陸前高田市から、議案第 33 号により宮古市から、議案第 34 号により一関市から、議案第 35 号により矢巾町から、議案第 36 号により大槌町から、それぞれ県が受託することの協議に関し、議会の議決を求めるものであります。議案第 33 号の宮古市災害弔慰金等審査会につきましては、審査会の名称が他の市町の名称と異なるものであります。受託する事務の内容は他の市町の災害弔慰金等支給審査会と同一のものであります。

次に、2 の受託理由であります。災害弔慰金等の支給に当たり、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波による死亡または障がいであるか否かの判断が困難な場合等に開催する審査会について、事務の受託を求めている市町では、当該審査会を単独で運営することは困難な状況が認められるため、事務を受託することについて協議を行うものであります。

最後に、3 の施行期日であります。平成 23 年 11 月 4 日から施行することとしているものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第 32 号から議案第 36 号までの 5 件を一括して採決いたします。お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって各案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 37 号当せん金付証券の発売に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫予算調製課総括課長 議案第 37 号当せん金付証券の発売に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、御説明申し上げます。議案（その 4）の 16 ページをお開き願います。

これは、本年 7 月に発売した東日本大震災復興宝くじを平成 24 年 2 月に再発売するため、平成 23 年 4 月 27 日に専決処分に係る議会の承認を経た当せん金付証券の発売に関する総額を、198 億円から 252 億円に変更することについて、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、今回再発売する復興宝くじは、前回同様、震災で被災した岩手県ほか 10 団体の自治体が共同して発売しようとするものであり、平成 24 年 2 月に発売するグリーンジャンボ宝くじに上乘せし総額 200 億円を発売する内容で、現在、総務大臣に対し発売申請を行っているものであります。

また、完売した場合の、この復興宝くじ分の全体の収益額は約 84 億円程度、このうち本県の収益額は約 22 億円程度と見込んでおります。以上で説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって本案は、原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の審査を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。